

所管課	子ども・福祉部生活福祉課																
施策の大綱	まちづくりの目標(章)			施策分野(節)			施 策										
	第2章 共生共感都市			03 地域福祉			02 地域ネットワークの形成を促進する										
事業：地域福祉促進事業														整理番号	1440		
目的	住みよい福祉のまちづくりを進めるため、																
目標	地域福祉活動を推進する。																
事業費・財源	事業費(決算額)(千円)			71,222		コスト情報・評価	総コスト(千円)		73,509		総合評価	B	妥当性		A		
	財源内訳	一般財源		51,168			内訳	事業費		71,222			効率性		B		
		国府支出金		20,054				人件費		2,287			有効性		A		
		地方債		0				公債費		0			事業効率等改善の余地があるが、地域ネットワークの形成を促進している。				
		その他特定財源		0				一人あたり(円)		658							
								世帯あたり(円)		1,555							
貢献度	施策に対する事業貢献度			A		根拠	地域ネットワークの形成を促進している。										
今後の方向性	社会福祉協議会支援事業については、業務の効率化、コスト削減を図り、健全な経営が行われるよう、より一層の指導を行っていく。行政及び社協の連携を維持しつつ、効率化も念頭におきながら、地域福祉推進のため、より一層活動を支援していく。地域福祉活動支援事業については、新たな参加者等、様々な地域福祉の担い手の育成を進める。																

事業 優先順位		1	細事業：社会福祉協議会支援事業				整理 番号		01			
目 的		地域福祉を推進するため、その中心的な役割を担う市社会福祉協議会の活動を支援する。										
目 標		円滑に事業が進められるよう連携を深める。										
事業 実施主体		直営	事業開始 年度	平成17年度以前	根拠 法令	河内長野市社会福祉協議会事業補助金交付要綱等						
事業費・財源			平成25年度	平成24年度	比 較	コ ス ト 情 報 ・ 従 事 職 員 数			平成25年度	平成24年度	比 較	
	事業費（決算額）（千円）		60,157	60,689	-532		内 訳	総コスト（千円）		61,301	61,879	-578
	財 源 内 訳	一般財源	46,833	47,400	-567			事業費	60,157	60,689	-532	
		国府支出金	13,324	13,289	35			人件費	1,144	1,190	-46	
		地方債	0	0	0			公債費	0	0	0	
		その他特定財源	0	0	0		一人あたり（円）	549	548	1		
			0				世帯あたり（円）	1,297	1,312	-15		
		0			参 考		職員数（人）		0.15	0.15	0.00	
		0					再任用職員数（人）		0.00	0.00	0.00	
	今後の方向性		業務の効率化、コスト削減を図り、健全な経営が行われるよう、より一層の指導を行っていく。行政及び社協の連携を維持しつつ、効率化も念頭におきながら、地域福祉推進のため、より一層活動を支援していく。									
評 価	妥当性	効率性	有効性	対象者	市社会福祉協議会							
	A	B	B									

事業：地域福祉促進事業

地域福祉を推進するため、その中心的な役割を担う市社会福祉協議会の活動を支援し、また、地域住民、関係機関等の交流と連携の強化と協働意識の醸成を図るとともに、地域課題の発見・解決する仕組みづくりを検討することにより、地域福祉ネットワークの構築を目指した。

細事業：社会福祉協議会支援事業

社会福祉法の制定以来、住民の参加・主体による地域福祉活動の推進が求められている中で、社会福祉協議会※に対し、小地域ネットワーク活動等地域福祉活動が地域においてより充実・推進するための支援を行った。

補助金 60,157,000 円（河内長野市社会福祉協議会へ交付）

内訳	福祉活動事業（人件費等）	52,885,000 円
	日常生活自立支援事業	75,000 円
	団体事務局事務費等	6,842,000 円
	社協施設整備事業	355,000 円

※ 社会福祉協議会

… 社会福祉法第109条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置づけられた団体。

○社会福祉法第109条

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業（以下略）